

# City Net

— 市有物件だより —

## 第22号

平成23年11月



発行

社団法人 全国市有物件災害共済会

発行人 岡本 雅博

### 第63回通常総会



挙手による採決がされました



### もくじ

総会における理事長挨拶(平成23・6・14) ……(社)全国市有物件災害共済会理事長(大阪市長) 平松 邦夫	2
第六十三回通常総会、同日開催理事会の概要(平成23・6・14) ……	3
公益社団法人への移行認定申請について(平成23・9・16申請)・役員名簿(平成23・11・1現在) ……	4
定款第三十二条に基づく書面表決による臨時理事会の概要について(平成23・9・9決議) ……	5

## 総会における理事長挨拶

(平成23・6・14)

東日本大震災への対応と  
公益社団法人への移行認定申請について

社団法人 全国市有物件災害共済会理事長(大阪市長) 平松 邦夫

第六十三回通常総会の開催にあたり、皆様方には、何かとご多用のなか、ご出席を賜り、誠に有難うございます。

まず、本年三月に発生しました東日本大震災等により被災された市民の皆様及び会員各市に対し、心からお見舞い申し上げます。本会といたしましても、一日も早い復興と市民生活の回復の一助となりますよう、経常事業の継続的な実施を図りながら、なし得る限り全力をもって対応してまいります。

さて、本日の総会では、「東日本大震災等への対応」、「平成二十



挨拶をする平松理事長

二年度決算報告」、「平成二十三年度の事業計画案及び予算案」、「平成二十四年度暫定予算案」、ならびに「公益社団法人移行認定申請における定款の変更の案」ほかにつきまして、ご審議をお願い申し上げます。

また、理事及び監事の任期満了に伴います選任をお願いすることにいたしております。

議案の詳細は、後ほど常務理事から説明申し上げますが、まず、概略等を申し上げます。

まず「東日本大震災等への対応」につきましては、未曾有の大災害の報に接し、私において緊急救援金の支出を決め、理事長職務代理者である阿部孝夫川崎市長さんにもお諮りし、被災された各会員市及び各県の市長会にお届けいたしました。

また今後、地震災害見舞金の特例措置を実施するため、本総会において交付総額の上限定額等をお

願いたいと存じます。

次に平成二十二年度の決算の状況につきまして、簡単に報告申し上げます。

相互救済事業につきましては、建物共済における委託物件や、自動車共済における契約台数の増加などにより、前年度に比べ、分担金額が増加いたしました。

一方、お支払しました災害共済金は、支払件数としては増加となっておりませんが、金額としては前年度に比べ減少いたしており、両事業とも概ね順調に推移しております。

なお、東日本大震災等にかかると、地震災害見舞金の現行規程による交付限度額を、支払備金として計上いたしましたほか、被災された会員市等へ贈呈いたしました緊急救援金を、予備費から支出いたしました。

次に、日本都市センター会館の経営状況でございますが、近年の社会経済情勢の影響により、引き続き、施設等の利用が減少いたしましたものの、会員各市のご理解とご協力のもと、会館収益金を計上することができました。

次に、平成二十三年度事業計画案でございますが、本年度は公益社団法人への移行に向けた準備期

間でありましたため、変更後の定款案に相当する事業区分に従い、立案しております。

東日本大震災等にかかる対応といたしまして、特例措置による地震災害見舞金の交付を行いますほか、全ての事業におきまして、被災された各市をはじめ、市民の皆様の日も早い復興の一助を担うことができまますよう、検討を進めてまいります。

また、建物共済におきまして分担金基率の引下げを実施いたしましたほか、自動車共済におきましても分担金基率の見直しに向けまして、検討を進めてまいります。

日本都市センター会館につきましては、平成二十四年度から、本会自らによる運営管理の実施に向けまして、さらに効率的な会館の維持管理方策の検討を進めてまいります。

続きまして、公益社団法人への移行認定申請手続きに関しまして、その概略を申し上げます。

昨年七月に開催いたしました臨時理事会におきまして、「平成二十三年六月開催予定の総会に定款変更を含め、移行認定申請にかかる最終的な決議を行っていただいた後、移行認定申請する」旨を申し上げます。昨年十二月に開催いたし

ました臨時理事会におきましては、移行後の定款案の草案を決定していただき、会員市の皆様にお示ししてまいりました。

本日はこれまでの経緯を踏まえ、「公益社団法人への移行認定申請の決議」及びそれに基づく「定款の変更の案」をはじめ、移行認定申請に必要な諸案件につきましてご審議いただきたいと考えております。

今般、未曾有の「国難」とも形容される大震災により被災された市をはじめ、厳しい地方財政下において、大変なご苦労をされておられる会員各市の状況を認識し、本会事務の一層の効率的、効果的な運営に努めますとともに、公益社団法人への移行認定を得て、将来にわたって、会員各市をはじめ市民の皆様にとり、かけがえのない存在として本会が存在してまいりますよう、安定した事業基盤の整備にも努めてまいります。

今後とも、社会経済情勢の変容に対応し、低廉な分担金をもって相互救済事業を行うなど、円滑な運営に努めてまいりたいと考えており、皆様方の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、開会のご挨拶といたします。

第六十三回通常総会の概要

日時

平成二十三年六月十四日

十三時三十分

場所

日本都市センター会館

(コスモスホールB)

会員数及び出席数

会員数

六七八市

出席数

六七七市

(各委任状及び書面表決)

議題

一 報告第一号

平成二十二年年度決算報告

二 報告第二号

東日本大震災等への対応について

三 議案第一号一

東日本大震災等にかかる地震災害見舞金(特例措置)の交付総額の上限定等について(案)

四 議案第一号二

平成二十三年度事業計画案

五 議案第二号

平成二十三年年度収支予算案

六 議案第三号

平成二十四年度暫定予算案

七 議案第四号

公益社団法人への移行認定申請について

八 議案第五号

公益社団法人移行認定申請における定款の変更の案について

九 議案第六号

公益社団法人移行認定申請に伴う役員報酬等及び費用に関する基準案の制定について

十 議案第七号

公益社団法人移行認定申請に伴う総会運営基準案の制定について

十一 議案第八号

公益社団法人移行認定申請に伴う「防災専門図書館規程」の廃止について

十二 議案第九号

公益社団法人移行認定申請に伴う「支部宿泊施設助成基準」の廃止について

十三 議案第十号

次期役員選任について

議事の要領

平松理事長の挨拶の後、「平成二十二年年度決算報告」及び「東日本大震災等への対応について」が承認され、これに基づく「東日本大震災等にかかる地震災害見舞金(特例措置)の交付総額の上限定等について(案)」及び「平成二十三年度事業計画案」等が可決された。また、本年度には公益社団法人への移行認定申請を予定しており、これにあ

たって所要と



なる定款の変更案をはじめとする諸議案がそれぞれ可決された。次に、「次期役員選任」が上程され、各役員(次ページ掲載の理事及び監事)が選任された。

平成二十三年六月十四日理事会の概要

通常理事会 総会提出議案を決定

第六十三回通常総会に付議すべき議案を決定するための理事会が、六月十四日十一時三十分、日本都市センター会館(オリオン)において、理事三十五名中二十四名(含代理出席及び書面表決)が出席して開催された。

上記の総会に提出される議題について、岡本雅博常務理事がそれぞれ案件の内容を説明し、審議の結果、原案のとおり可決され、総会の議題とすることに決定した。

平成二十三年六月十四日臨時理事会の概要

第六十三回通常総会終了後、新役員による「理事長の互選」、「理事長職務代理者の指定」及び「常務理事の指名」のための臨時理事会が、日本都市センター会館(コスモスホールA)において、理事四十一名中二十八名(含代理出席及び書面表決)が出席して開催された。

理事長に平松邦夫大阪市長、理事長職務代理者に阿部孝夫川崎市長が選任され、その後、理事長から常務理事に岡本雅博理事が指名され、承認された。

### 公益社団法人への移行認定申請について(平成23・9・16申請)

平成二十三年九月十六日(金)午後、本会は内閣府へ「公益社団法人」への移行認定申請を行いました。

平成二十年七月の臨時理事会において、「公益社団法人」への移行をめざすことを承認されて以後、最初の二年間は本会事務局内部での検討を、この一年間は外部有識者(新公益法人制度に造詣の深い公認会計士、弁護士等)の助言・教示を受けながら鋭意取り組みを進め、本年六月に開催された通常総会での「公益社団法人への移行認定申請」の決議や「定款変更案」の決議を経て、この日を迎えるまで約三年の歳月を要しました。

現在の特例民法法人(平成二十年十二月に公益法人改革関連法が施行される前の社団法人や財団法人等)は、平成二十五年十一月までに、公益社団(財団)法人又は一般社団(財団)法人のいずれかに移行申請を行わなければなりません、本会

のような国所管法人の移行認定申請件数は約二割程度(平成二十三年七月末現在)に留まっております。今年度下半期以後、急速に増加することが見込まれています。

なお、本会のように相互救済事業を実施する法人が内閣府に対して公益社団法人への移行認定申請を行うのは恐らく初めてのケースということで、今後、審査機関である内閣府公益認定等委員会での議論が予想され、多くの照会・追加資料が求められることになる旨を、関係先から示唆されています。

この間、共済委託団体の皆様方におかれましては、本会の公益社団法人の移行認定申請の進捗状況をご心配いただくとともに、公益移行の適合要件に向けての貴重なご意見をいただき、感謝いたしております。

公益社団法人への移行認定に向け、本会全体が一致団結して取り組んでまいります。

### 役員名簿

平成二十三年十一月一日現在

理事長	大阪市長	平松 邦夫
理事長職務代理者・理事	川崎市市長	阿部 孝夫
理事	札幌市長	上田 文雄
	旭川市長	西川 将人
	盛岡市長	谷藤 裕明
	仙台市長	奥山恵美子
	秋田市長	穂積 志
	山形市長	市川 昭男
	福島市長	瀬戸 孝則
	水戸市長	高橋 靖
	川口市市長	岡村幸四郎
	船橋市長	藤代 孝七
	調布市長	長友 貴樹
	横浜市長	林 文子
	甲府市長	宮島 雅展
	長岡市長	森 民夫
	富山市市長	森 雅志
	金沢市長	山野 之義
	福井市長	東村 新一
	岐阜市長	細江 茂光
	富士市長	鈴木 尚
	名古屋市長	河村たかし
	尾張旭市長	谷口 幸治
四日市市長	田中 俊行	
京都市市長	門川 大作	
堺市長	竹山 修身	
池田市長	倉田 薫	
神戸市長	矢田 立郎	
和歌山市市長	大橋 建一	
米子市長	野坂 康夫	
倉敷市長	伊東 香織	
広島市長	松井 一實	
美祢市長	村田 弘司	
高松市長	大西 秀人	
今治市長	菅 良二	
北九州市市長	北橋 健治	
福岡市長	高島宗一郎	
多久市長	横尾 俊彦	
大分市長	釘宮 磐	
日向市長	黒木 健二	
常務理事	岡本 雅博	
監事	宇都宮市長	佐藤 栄一
	上田市市長	母袋 創一
	掛川市長	松井 三郎
	姫路市長	石見 利勝
参与	全国市長会事務総長	芳山 達郎
顧問	全国市議会議長会会長	関谷 博

**定款第三十二条に基づく書面表決による臨時理事会の概要について (平成23・9・9決議)**

前頁に掲載しました公益社団法人への移行認定申請にあたり必要となる機関決定等のため、定款第三十二条に基づく書面表決による臨時理事会を行いました。

その概要は次のとおりです。

なお、臨時理事会を書面表決により行うことについては、平成二十三年六月十四日開催の第六十三回通常総会終了後の臨時理事会においてご承認をいただいております。

I. 日程

議案提出日

平成二十三年八月二十五日

回答期日

平成二十三年九月九日

II. 議案

一 自動車損害共済総合契約に係る共済基金分担金比率の見直し関係

(一) 理事会議案第二号

自動車損害共済総合業務規

程の改正について

二 公益社団法人への移行認定関係

(一) 移行認定申請書及び添付書類

① 理事会議案第三号一

移行認定申請書及び添付書類(事業及び組織体系図)について

② 理事会議案第三号二

移行認定申請書の添付書類(規程関係)について

③ 理事会議案第三号三

移行認定申請書の添付書類(その他)について

(二) 公益社団法人全国市有物件災害共済会定款案第四号第一項第一号に係る関係規程

① 理事会議案第四号一

業務方法書の制定について

② 理事会議案第四号二

支払準備資産に関する規程の制定について

程の制定について

④ 理事会議案第四号四

建物総合損害共済業務規程の一部改正について

⑤ 理事会議案第四号五

自動車損害共済基本業務規程の一部改正について

⑥ 理事会議案第四号六

自動車損害共済総合業務規程の一部改正について

⑦ 理事会議案第四号七

自動車損害共済平衡負担金規程の一部改正について

⑧ 理事会議案第四号八

地震災害見舞金規程の一部改正について

(三) 公益社団法人全国市有物件災害共済会定款案第四号第一項第三号に係る関係規程

① 理事会議案第五号一

消防・防災施設設備事業等資金融資資産運用規程の制定について

資金融資規程の制定について

③ 理事会議案第五号三

還元融資規程の廃止について

(四) 公益社団法人全国市有物件災害共済会定款案第四号第一項第四号に係る関係規程

① 理事会議案第六号

防災専門図書館規程の制定について

三 東日本大震災への対応関係

(一) 理事会議案第七号

平成二十三年度共済基金分担金の免除に関する取扱の制定について

四 顧問の委嘱

(一) 理事会議案第八号

顧問の委嘱について

五 理事会報告第一号

(一) 東日本大震災等にかかる地震災害見舞金の交付事務について

(二) 理事会報告第二号

公益社団法人への移行認定

申請スケジュール(概要)

Ⅲ・書面表決の状況

- 表決に加わる理事 四一
- うち賛 四〇
- うち否 〇
- うち回答未着 一

Ⅳ・臨時理事会の議案(定款第三十二条に基づく書面表決)に関する表決結果について

Ⅲの結果、全ての議案において、表決に加わる理事の過半数の賛成を得られていることから、定款第三十二条第二項による定款第三十条第一項の準用規定により、全ての議案について原案どおり可決されたものと認める。

また報告事項に関しても、特段、異議が表明されていないことから、承認されたものと認める。

V・今後の動きについて

一 この臨時理事会の決議及び平成二十三年六月十四日開催の第六十三回通常総会の議案

第四号から議案第九号まで

〔公益社団法人への移行認定申請〕、「公益社団法人全国市有物件災害共済会定款案」その他公益社団法人への移行認定申請に係する(以下「定款案等」という。)の決議を受け、理事会報告第二号にあるとおり、内閣府公益認定等委員会へ公益社団法人への移行認定申請を行うこととした。

二 公益社団法人への移行認定申請に係する規程類について、臨時理事会で可決後も「案」を削除していない理由は、申請後、内閣府公益認定等委員会の審査により、補正を求められる可能性があることや、最終的には公益社団法人への移行認定を受けた時点で、規程等としての効力を生じるためである。

三 公益社団法人への移行認定を受けることとなった場合には、第六十三回通常総会で決議された定款案等と今回の臨時理事会で可決された規程との取り扱いについて、改めて通知申し上げることとした。

【参考】

社団法人全国市有物件災害共済会定款(抄)

(全部変更平成十四年七月二十六日総行第一一四号総務大臣認可)

(議決)

第三十条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面による理事会)

第三十二条 理事長は、簡易な事項又は急施を要する事項については、書面をもって賛否の表明を求め、理事会の開催に代えることができる。

2 前項の場合においては、第三十条の規定を準用する。

発行

社団法人 全国市有物件災害共済会

102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-1 TEL(03)5216-8712  
http://www.city-net.or.jp